

新型コロナウイルス感染症防止のための放課後等デイサービス以外のサービス提供に関するQ&A(茅ヶ崎市)

1. 就労移行支援・就労継続支援ABサービスについて

	よくある質問	茅ヶ崎市回答 (2020/03/09から)
1	新型コロナ感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>・できます</p> <p>在宅でサービスを提供する場合は、運営規定において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記して、県に提出してください。1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。また、日報を作成してください。</p>

2. 就労定着支援について

	よくある質問	茅ヶ崎市回答 (2020/03/09から)
1	新型コロナ感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>・できます</p> <p>連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。また、日報を作成してください。</p>

3. グループホーム（共同生活支援）について

	よくある質問	茅ヶ崎市回答（2020/03/09から）
1	GHを体験利用している方について、コロナの関係で通所先に通所することを控えている、または断られていて、GHで日中を過ごしている場合、日中支援加算は算定できますか。	<p>・<u>できません</u></p> <p>神奈川県に確認をしましたが、体験利用のため、認められません。</p>
2	GH入居中で、これから日中の通所先を探している受給者に対して、コロナの関係で通所先の体験利用を通所予定先から通所を断られている場合に日中支援加算は算定できますか。	<p>・<u>できません</u></p> <p>神奈川県に確認をしましたが、個別支援計画に、支援内容が明記されていないので、認められません。</p>
3	GH入居中で、すでに日中の通所先が決まっている受給者に対して、コロナの関係で通所先から通所が断られている場合に日中支援加算は算定できますか。	<p>・<u>できます</u></p> <p>神奈川県に確認をしましたが、個別支援計画に、支援内容が明記されているので認められます。</p>

4. 宿泊型自立訓練

	よくある質問	茅ヶ崎市回答（2020/03/09から）
1	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>・<u>できません</u></p> <p>宿泊型自立訓練は、居住その他の設備を提供した上で、生活能力等の維持・向上のための相談及び助言を行うという観点から、現状、電話での本体請求は認めていません。今後、厚生労働省の通知によって、回答が変更になる可能性はございます。</p>

5. 児童発達支援

	よくある質問	茅ヶ崎市回答 (2020/04/03から)
1	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>・できます</p> <p>放課後等デイサービス同様、本体請求は可能です。詳しくは、「【4.6更新】新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休校による放課後等デイサービス事業所等の対応Q&A」の質問No.1、No.19をご確認ください。</p>
2	新型コロナ等で電話等、代替的な支援を行った場合、利用者負担の考え方（無償化対象児童）はどうなりますか。	<p>・無償化対象児童は無償です</p> <p>児童発達支援に関して、無償化対象児童については、利用者負担金は発生しません。なお、無償化対象外の児童については、通常通り利用者負担金が発生します。</p>
3	無償化対象外児童の利用者負担金について、コロナの影響で負担額が増額した場合、放課後等デイサービスと同様利用者から徴収しなくてよいのか。	<p>・徴収してください</p> <p>児童発達支援に関しては、放課後等デイサービスとは違い、利用者負担金が発生する場合は、利用者から徴収してください。増額分についても現在のところ、補助対象外となっておりますので、通常通り保護者に利用者負担金を請求してください。</p>
4	利用者から、通常のサービスが提供されない状況で、利用者負担をすることに抵抗があり、継続的支援を行えない状況にあるが、利用者負担への支援はないのか。	<p>・支援はありません</p> <p>代替的支援を行った場合でも、利用者負担が発生することになっておりますので、保護者に説明が必要になります。現在のところ支援の対象外となっております。</p>

6. 生活介護

	よくある質問	茅ヶ崎市回答（2020/04/03から）
1	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開所時間を短くして運営した場合、開所減算の対象になりますか。	・なりません 神奈川県に確認をしましたが、現在緊急事態宣言に伴い、縮小要請中ですので、 開所減算は対象外です。
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通所をやめ、代替サービスで提供した場合、本体請求はできますか。	・できます 通所をやめて代替サービス（電話、訪問等）を提供した場合、本体請求を特例的に認めます。ただし電話にて生活確認を行う場合、 1日3回（午前中、昼、夕方）必ず電話してください。 その際、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。また、日報を作成してください。